

指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム あじさいの郷

重要事項説明書

平成26年	5月	1日	制	定
平成27年	4月	1日	改	定
平成27年	8月	1日	改	定
平成28年	4月	1日	改	定
平成29年	4月	1日	改	定
平成30年	4月	1日	改	定
平成30年	8月	1日	改	定
平成31年	3月	18日	改	定
令和元年	10月	1日	改	定
令和2年	5月	1日	改	定
令和3年	4月	1日	改	定
令和3年	8月	1日	改	定
令和3年	11月	19日	改	定
令和4年	4月	1日	改	定
令和4年	10月	1日	改	定
令和6年	4月	1日	改	定
令和6年	6月	1日	改	定
令和6年	8月	1日	改	定

社会福祉法人 本荘久寿会

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始にあたり、厚生省令39号第4章第4条に基づいて、重要事項を以下のとおり説明します。

1. 事業主体名

設置主体名	社会福祉法人 本荘久寿会	
運営主体名	社会福祉法人 本荘久寿会	
運営代表者名	理事長 佐藤 大	
所在地	秋田県由利本荘市浜三川字小山口20番地	
他の主な事業所	事業所	事業開始年月日
	介護老人保健施設	平成 7年11月16日
	短期入所療養介護	平成 7年11月16日
	通所リハビリテーション	平成 7年11月16日
	居宅介護支援事業	平成12年 4月 1日
	介護老人福祉施設	平成14年 4月 1日
	短期入所生活介護	平成14年 4月 1日
	通所介護	平成14年 4月 1日
	軽費老人ホームケアハウス	平成14年 4月 1日
	訪問リハビリテーション	平成15年 5月 1日
	認知症対応型共同生活介護	平成15年 7月15日
	居宅介護支援事業	平成15年10月 1日
	認知症対応型通所介護	平成18年 3月 1日
	小規模多機能型居宅介護事業所	平成22年12月 1日
認知症対応型共同生活介護	平成22年12月 1日	

2. 施設の概要

施設名	特別養護老人ホーム あじさいの郷	
施設種別	指定介護老人福祉施設	
事業者番号	0570551549	
管理者	佐藤 大	
開設年月日	平成26年 5月 1日	
所在地	秋田県由利本荘市水林459番地2	
連絡先	電話番号 0184-23-5353 FAX番号 0184-23-5354	
敷地の概要	17,406.76㎡	
建物の概要	鉄骨造平屋建	事業主体所有
定員	50人	
居室	ユニット型個室：50室（13.80㎡）	

共用設備概要	1 玄関 2 事務室 3 寮母室 4 共同生活室 5 医務室・静養室 6 相談室 8 交流ホール 9 浴室・洗濯室 10 トイレ・洗面所 11 交流室 12 ボランティア室
ナースコール等の設置	各個人用ベッド・全てのトイレ・浴室に設置

3. 費用負担

負担の範囲	◇介護福祉施設サービス費(1割・2割・3割負担分) ◇居 住 費 ◇食 費 ◇日常生活費、教養娯楽費 ◇他介護保険給付以外のサービス
支払・請求	月末に締め、翌月10日までに前月分を請求しますので、請求書が届いてから10日以内にお支払い下さい。
支払方法	・現金で事務所に納入 ・口座振替 ・きらやか銀行 本荘支店にお振込み 口座名： 特別養護老人ホーム あじさいの郷 理事長 佐藤 大 口座番号： 1015599

4. サービスの内容

介護度に応じた施設サービス計画(ケアプラン)を作成し、利用者の承諾のもと計画に応じた介護サービス(食事・入浴・排泄援助・生活援助等)を提供します。

介護費用に含まれるもの	【介護全般】 ・入所者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するように、適切な技術をもって行う。 【居室】 ・全室個室となります。 ・ユニットケア方式となっておりますので、生活単位は各ユニットとなります。 【食事】 ・一日三食、各ユニットの食堂に配膳。ご飯、お味噌汁は各ユニットでの盛りつけとなります。
-------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・おやつ一日一回午後。行事食（年間24回）。利用者それぞれの状態に応じた食事を提供します。 <p style="text-align: center;">【朝食】 7:30 ~ 8:30</p> <p style="text-align: center;">食 事 時 間 【昼食】 11:45 ~ 12:45</p> <p style="text-align: center;">【夕食】 17:30 ~ 18:30</p> <p>【栄養ケア・マネジメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤の管理栄養士を配置し個別の栄養ケア管理を行う。又、他職種協同により利用者ごとに栄養状態をアセスメントし、栄養ケア計画を作成する。これに基づき、管理栄養士が栄養管理を行い、その成果を定期的に評価する。 <p>【入浴や清拭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には最低週2回の入浴をしていただきます。ただし、状態により特殊浴又は入浴が困難な場合は、清拭を実施いたします。 <p>【介 護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設サービス計画に沿って、下記の介護を行います。 ○着替え、排泄、食事等の介助 ○おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付添い等
	<p>【機能訓練】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションプログラムを作成するとともに、日常生活を送る上で生活機能の改善・維持のため、機能訓練に際し指導を行います。 <p>【相談・援助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所者や必要に応じ、家族に対して生活・介護・環境等に関する相談・助言を提供します。 <p>【社会的便宜の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション・行事等の提供、日常生活上必要な行政機関等の諸手続きで、入所者・家族が対応困難な場合の代行手続きを行います。 ・基本的に利用者からの預り金は行わないものとしますが、特例として年金や金銭の管理（別途金銭等管理契約に基づく）も致します。但し、手続きに係る経費は負担していただきます。 <p>【生活サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シーツ交換、居室清掃、施設内での可能な洗濯（タオルケット等は除く） <p>【健康管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当施設では、年間1回の健康診断を行います。 ○嘱託医による回診と嘱託医による医療処置、健康相談も行います。（毎週月曜日の午後3時～、毎週木曜日の午後3時～） <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリーニング取次ぎ、宅配便、郵便物の取次ぎ等

5. 利用料金

【1日につき】

		1割負担	2割負担	3割負担		
介護福祉施設 サービス費 ※個室 (ユニット型個室)	要介護1	670円/日	1,340円/日	2,010円/日		
	要介護2	740円/日	1,480円/日	2,220円/日		
	要介護3	815円/日	1,630円/日	2,445円/日		
	要介護4	886円/日	1,772円/日	2,658円/日		
	要介護5	955円/日	1,910円/日	2,865円/日		
その他 介護給付 サービス加算	看護体制加算(Ⅰ)イ ※看護師を1名以上配置	6円/日	12円/日	18円/日		
	看護体制加算(Ⅱ)イ ※看護職員の数基準を1名以上上回って配置	13円/日	26円/日	39円/日		
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ※介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合を80%以上上回って職員を配置 または、勤続10年以上の介護福祉士を35%以上上回って職員を配置	22円/日	44円/日	66円/日		
	夜勤職員配置加算(Ⅱ) ※厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の基準数に1名以上上回って職員を配置	27円/日	54円/日	81円/日		
	初期加算 ※利用者が新規に入所及び1カ月以上の入院後再び入所した場合、30日間加算	30円/日	60円/日	90円/日		
	入院・外泊時加算 ※利用者が入院及び外泊した場合6日を限度として加算 (但し入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません)	246円/日	492円/日	738円/日		
	療養食加算 ※医師の指示に基づく療養食を提供した場合	6円/回	12円/回	18円/回		
	介護職員等 処遇改善加算(Ⅰ)	上記の所定単位数に14.0%を乗じた単位数				
	対象者		区分		個室	
	生活保護受給者		利用者負担 第1段階		880円/日	
	世帯全員が 市町村民税 非課税者	老齢福祉年金受給者	利用者負担 第2段階		880円/日	
年金収入等が80万円以下の方		利用者負担 第3段階①		1,370円/日		
年金収入等が80万円超 120万円以下の方		利用者負担 第3段階②		1,370円/日		
上記以外の方		利用者負担 第4段階		2,066円/日		
<p>【外出・外泊・入院時の居住費】</p> <p>外出・外泊・入院等で居室を空けておく場合は、第1～3段階の方は、6日までは負担限度額認定の適用が受けられますが、7日目からは下記料金が発生します。</p> <p>◆個室(ユニット型個室)・・・2,066円/日</p> <p>※但し第4段階以上の方については1日目からの徴収になります。</p>						
食費		利用者負担 第1段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第3段階①	利用者負担 第3段階②	利用者負担 第4段階
	食事負担基準額	1,445円/日				
	補足給付	基準費用額と利用者負担金の差額が補足給付として介護保険から給付されます				
	利用者負担金	300円/日	390円/日	650円/日	1,360円/日	1,445円/日
別途費用負担 のサービスと 料金	日用品費	日常生活の中で個人的に必要な物 施設が使用するおむつ以外の特殊なおむつを 使用する場合				実費 実費
	洗濯	個人的にクリーニング店等に出す場合				実費
	預り金管理手数料	預り金の管理を依頼した場合				30円/日
	電気代	居室にて電気毛布を使用した場合 居室にて冷蔵庫を使用した場合				20円/日 30円/日
	テレビ	テレビをレンタルした場合 テレビを持込した場合				50円/日 30円/日
	理容代	カット、顔剃り、部分剃り シャンプー、耳そうじ 毛染め、パーマ ※上記より組み合わせにより、料金が決定します。				125円～ 9,700円

6. 利用者負担限度額認定申請等

<p>介護保険負担 限度額認定申請</p>	<p>①被保険者が保険者へ「負担限度額認定」の申請が必要。 ②保険者が、申請を受理し、利用者負担第1段階～第3段階に属する被保険者について、「負担限度額認定証」が交付されます。 ③保険者から国保連に受給者情報（負担限度額認定状況）が提出されます。 ④「認定証」を交付された被保険者は、事業者に対し「認定証」を提示しサービスを受けます。 ⑤事業者は「認定証」を確認し、負担限度額の範囲において、利用者が負担すべき費用の支払いを受けます。</p> <p>※但し、社会的便宜の提供として上記申請手続きの代行などのお手伝いをさせていただきます。</p>
<p>社会福祉法人等による利用者負担減額申請</p>	<p>運営規定第17条（社会福祉法人等による利用者負担減額制度）の定めにより同制度の適正運用を図るものとする。 【軽減の対象者】 運営規定別紙2による。 【申請手続き】 軽減を受けようとする利用者は保険者に対し軽減対象確認申請を行い、軽減の対象者と決定された場合、保険者から「確認証」が交付される。 ※但し、利用者から依頼を受けた場合、社会的便宜の提供として上記申請手続きの代行などのお手伝いをさせていただきます。</p> <p>【軽減の程度】 利用者負担の1/4（老人福祉年金を受給している者は1/2）を原則とし、全額の免除は行わない。ただし、1/4を軽減してもなお生活に困窮する場合等、個々の事情を勘案し保険者から特に認められる場合は、この限りでない。</p>

7. 医 療

<p>協力医療機関 の概要</p>	<p>1. 秋田県厚生連由利組合総合病院 秋田県由利本荘市川口字家後38 （診療科目） 外科・泌尿器科・歯科口腔外科・整形外科・脳神経外科・心臓血管外科 放射線科・リハビリテーション科・小児科・皮膚科・産婦人科・内科・呼吸器科 神経内科・消化器科・循環器科・眼科・耳鼻咽喉科・精神科</p> <p>2. 由利本荘医師会病院 秋田県由利本荘市水林456-4 （診療科目） 内科・外科・整形外科・リハビリテーション科・皮膚科</p> <p>協力内容 (1) 入所者が病態の急変をした場合の緊急対応措置 (2) 入所者が入院の必要となった場合の医療機関への紹介 (3) 入所者が退院後の医療上必要な情報の提供</p>
<p>入所者が医療 を要する場合</p>	<p>1. 病気やけがの治療は、施設の嘱託医または入所者が選択する医療機関で受けていただくこととなり、医療費は医療保険制度で支給される以外の費用は入所者の負担となります。 但し、検査及び短期間の入退院の送迎は無料です。</p> <p>2. 通院時の付き添い、入退院の移送は致しますが、入院の付添いは致しません。</p> <p>3. なお、入院3ヶ月以上にわたった場合は退所となります。</p>

8. 職員体制

職 種	員 数	保 有 資 格
管 理 者	1 名	社会福祉主事、福祉施設士
医 師	1 名 (非常勤)	医師免許
生 活 相 談 員	2 名以上	社会福祉主事
看 護 職 員	4 名以上	看護師、准看護師
介 護 職 員	30 名以上	介護福祉士、ヘルパー 2 級 (介護職員初任者研修)
機能訓練指導員	1 名 (兼務)	准看護師
介護支援専門員	1 名	介護支援専門員
管 理 栄 養 士	1 名	管理栄養士
事 務 員	1 名	
技 能 員	2 名	

9. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制	休 暇
管 理 者	8 : 30 ~ 17 : 30	4 週 8 休
生 活 相 談 員	8 : 30 ~ 17 : 30	4 週 8 休
介 護 職 員	①日勤 8 : 30 ~ 17 : 30 ②半日 8 : 30 ~ 12 : 30 ③早番A 6 : 00 ~ 15 : 00 ④早番B 6 : 30 ~ 15 : 30 ⑤遅番A 12 : 30 ~ 21 : 30 ⑥遅番B 13 : 00 ~ 22 : 00 ⑦夜勤 21 : 40 ~ 6 : 40	原則として、 4 週 8 休
看 護 職 員	8 : 30 ~ 17 : 30 夜間については、交代で緊急時に備えます。	同 上
機 能 訓 練 指 導 員	看護職員が兼務します。	同 上
介 護 支 援 専 門 員	8 : 30 ~ 17 : 30	4 週 8 休
医 師	嘱託医による週 2 回 (月・木曜日 午後 1 時間) の往診	
管 理 栄 養 士	8 : 30 ~ 17 : 30	4 週 8 休

10. 相談・要望・苦情等の窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等につきましては、下記窓口までお申し出下さい
【施設受付窓口】当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口にてお受けいたします。

◇特別養護老人ホーム あじさいの郷

苦情解決責任者 管理者

苦情受付窓口 生活相談員

電話 0184-23-5353

FAX 0184-23-5354

【第三者委員】施設に直接話しにくい場合など、公平、中立な立場より苦情に対応します。

◇弁護士 塚本 祐文 電話 0184-22-3321

◇委員 齋藤 久子 電話 0184-24-3464

◇委員 高橋 美貴子 電話 090-7932-0260

◇委員 高橋 金一 電話 0184-33-2494

◇委員 猪股 健一 電話 0184-29-2232

【行政機関その他苦情受付機関】

秋田県福祉サービス 相談支援センター	所在地	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館2階 電話018-864-2726
秋田県国民健康保険 団体連合会	所在地	秋田市山王四丁目2-3 秋田県市町村会館4階 電話018-883-1550
本荘由利広域 市町村圏組合	所在地	秋田県由利本荘市尾崎17番地 本荘由利広域行政センター内 電話0184-24-3347
健康福祉部 長寿支援課	所在地	秋田県由利本荘市尾崎17番地 由利本荘市役所1階 電話0184-24-6321

11. 緊急時における対応方法

緊急時等の対応	サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族に緊急連絡をするとともに速やかに主治医やかかり付け医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関へ連絡するなど、必要な措置を講じます。
事故発生時の対応	サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族などに連絡を行うとともに必要な措置を講じます。 また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

12. 利用上の留意点

【賠償責任】

介護サービス提供上、不可抗力的に生じた損害、事故の補償については、入所者・施設双方で協議することとする。

1 3 . 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める当施設の消防計画にのっとり対応を行います。		
近隣との協力関係	消防署、他隣接施設と連携して非常時の対応をします。		
平常時の訓練等防災設備	別途定める当施設の消防計画にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、ご利用者の方も参加して実施します。		
	設備名称	箇所数	設備名称
	非常口	6	防火扉
	自動火災報知器	1	屋内消火栓
	非常通報装置	3	誘導灯
	漏電火災警報器	1	非常用電源
	ガス漏れ報知器	1	
カーテンは防煙性能のあるものを使用しております。			

1 4 . プライバシーに配慮した介助について

職員は入浴・排泄等の目的を十分理解し、利用者の心理的負担に配慮した介助を行ないます。入浴・排泄等の介助について、同性介助の意向が確認された場合には、できる限り意向に沿った介助を行ないます。同性介助が人員体制上困難な場合には、利用者へ十分な説明を行い了承していただいたうえで介助させていただきます。

1 5 . 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	<p>来訪者は、面会時間（9：00～17：30）を遵守し、必ずその都度職員に届出て下さい。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得て下さい。また面会時間以外の面会は、前もって申し出て下さい。</p> <p>●面会時の諸注意</p> <p>①ご利用者の心身の状態が日々異なることがあります。この為、飲食物の持ち込みの際は、必ず介護職員に内容等お知らせ下さい。また他のご利用者への飲食物等の心づかいは、ご遠慮願います。</p> <p>②風邪等の感染症の症状がある方は、ご面会をお断りします。</p>
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰所時間を職員に申し出て下さい。
嘱託医師以外の医療機関への受診	通院に係わる移送サービス並びに付き添いサービスを行います。但し、ご利用者の病状等により当施設で必要と認める場合、家族並びに身元引受人に対し、通院付き添いをお願いする場合があります。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。（医師の許可がある場合）飲酒は、医師の許可があった場合に限り利用者のご負担で提供します。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにして下さい。施設内で、自らの飲食物または所持品等を売価することを禁じます。
ハラスメント行為	家族等も含めて他の利用者及び職員に対し、一般的にハラスメントとみなされる言動はご遠慮ください。
所持品の持込み及び現金等の管理	所持品、所持金等自己管理なさる場合は、当施設職員が関与しないものについては責任を負いません。電気製品を持ち込む場合は予め、職員に申し出て施設長の了解を得るものとする。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入所者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

16. 身体拘束廃止について

当施設では、原則として身体拘束は行いません。緊急やむをえない場合には、身体拘束廃止委員会を設けて要件の確認や判断を組織的・客観的に行い、本人や家族等へ十分な説明をしたうえで行うこともあります。その際は速やかに解除するようにいたします。

17. 高齢者虐待防止について

利用者の人権擁護・虐待等の防止のため、必要時には市町村に通報するものとします。
(運営規定 第17条に定める)

18. 第三者による評価の実施状況

第三者による 評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
	結果の開示	1 あり 2 なし	
	② なし		

19. 身元保証人および連帯保証人について

当契約において身元保証人及び連帯保証人を定めることとします。(契約書 第4章及び第7章 第26条・第27条に定める)

【説明・交付欄】

私は、本重要事項説明書について、本人及び身元保証人に説明し、交付いたしました。

令和 年 月 日

説明者 生活相談員 氏名 印

事業者 住所 秋田県由利本荘市水林459番地2

事業者名 社会福祉法人 本荘久寿会

理事長 佐藤 大 印

事業所名 指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム あじさいの郷

管理者 佐藤 大 印

【説明確認・同意欄】

私は、本重要事項説明書に基づいて説明を受け、同意いたしました。また、本書面を受領いたしました。

令和 年 月 日

利用者 住所
氏名 印

契約者 (身元保証人) 住所
氏名 印

私は、本重要事項説明書に基づいて説明を受け、連帯保証人としての責任について理解いたしました。

連帯保証人 住所
氏名 印
続柄